平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業による BELS評価料金減免実施のお知らせ

当財団では、国土交通省から「平成 29 年度省エネ性能に関する審査体制整備事業」の補助金交付決定を受けました。

つきましては、下記のとおりBELS評価料金の減免を実施いたします。

1. 対象期間等

平成29年8月1日以降にBELS評価申請が行われ、平成30年2月15日までに評価書が交付されたもの。ただし、上記期間中であっても減免適用の総額が交付決定額に達した時点で、減免の実施を終了いたします。

2. 留意事項

次の①~④に該当するものは減免の対象とはなりません。

- ①省エネ適合性判定の対象となる建築物に係るもの
- ②評価料に対して、本事業とは別に他の国庫補助金を受けているもの又は受ける見込み のあるもの
- ③BELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物のエネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるもの
 - < B E L S 評価等の取得を要件としている補助事業の例>

既存建築物省エネ化推進事業、地域型住宅グリーン化事業、サステナブル建築物等先導事業、省エネルギー投資促進に向けた支援事業、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)実証事業、業務用施設等における省 CO₂促進事業、賃貸住宅における省 CO₂促進モデル事業

④変更申請に係るもの

また、次のa)及びb)に係る費用は、減免の対象となりません。

- a)BELS評価書等の再交付及びBELSプレートの交付に係る費用
- b) 消費税及び地方消費税

申請に当たっては、通常必要となる書類・図書に加え、上記①~③に該当しないことを示す覚書(要押印)をご提出いただきます。※様式はこちら。

なお、減免を適用する評価案件は、1申請者当たり5件を上限とします。

3. 減免料金

減免額の上限(住宅)

| 建物形式 | 区分 | 減免額の上限 | |
|-----------|-------|----------|----------|
| | | 単独申請の場合 | 併願申請の場合 |
| 一戸建て | | 27,000円 | 9,000円 |
| 共同住宅 | 基本料金 | 55,000 円 | 27,500円 |
| (住戸のみの評価) | 戸当り料金 | 3,500円 | 1,700円 |
| 共同住宅 | 基本料金 | 50,000円 | 30,000 円 |
| (建物全体の評価) | 戸当り料金 | 6,000円 | 3,000円 |

注)併願申請とは、BELSの評価申請等を設計住宅性能評価、長期優良住宅認定及び低炭素建築物認定に係る技術的審査等の申請と合わせて行うことをいいます。

一戸建ての住宅の場合(消費税込み)

| 審查条件 | | 減免後の料金 | |
|------|-------------|----------|--|
| 単独審査 | | 1,620円 | |
| 併願審査 | 適合証明 | 6, 480 円 | |
| | 設計住宅性能評価 | | |
| | 長期優良住宅技術的審査 | 1,080円 | |
| | 低炭素建築物技術的審査 | | |

申請後に申請者のご都合により、評価書の交付に至らない場合は、料金の減免ができないため、通常の料金をお支払いいただくことになります。

お問い合わせ先

一般財団法人北海道建築指導センター 審査部審査課

電話:011-241-1897

(申請を受付ける評価機関の名称) 殿

覚 書

平成29年度省エネ性能に関する審査体制整備事業について、申請する下記の物件は、建築物の省エネルギー性能の向上に関する法律に係る省エネ適合判定対象物件でないこと、及びBELS評価、建築物エネルギー消費性能向上計画認定又は建築物エネルギー消費性能認定の取得を要件としている国庫補助金を受けているもの又は受ける見込みのあるものでないことを誓約します。

| d.t . trl . → | | |
|---------------|--|--|
| | | |
| 物件名: | | |
| | | |

平成 年 月 日